



各位

会 社 名 株 式 会 社 モ ル フ ォ 代表者名 代表取締役社長 平 賀 督 基 (コード: 3653 東証マザーズ) 問合せ先 常務取締役 染 谷 謙 太 朗 (TEL. 03-3288-3288)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年12月11日開催の取締役会において、下記のとおり定款一部変更議案について平成28年1月28日開催予定の第12期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 29 条及び第 38 条の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第29条の変更に関しては、監査役会の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款 変更案 (社外取締役の責任限定) (取締役の責任限定) 第29条 当会社は取締役(業務執行取締役である 第 29 条 当会社は社外取締役との間で、会社法 | 第423条第1項の賠償責任について法令 ものを除く) との間で、会社法第423条第 に定める要件に該当する場合には、賠償 1 項の賠償責任について法令に定める要件 責任を限定する契約を締結することが に該当する場合には、賠償責任を限定する できる。ただし、当該契約に基づく賠償 契約を締結することができる。ただし、当 責任の限度額は、法令に定める最低責任 該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令 限度額とする。 に定める最低責任限度額とする。 (社外監査役の責任限定) (監査役の責任限定) 第38条 当会社は社外監査役との間で、会社法 | 第38条 当会社は監査役との間で、会社法第423

第38条 当会社は<u>社外監査役</u>との間で、会社法 第423条第1項の賠償責任について法令 に定める要件に該当する場合には、賠償 責任を限定する契約を締結することが できる。ただし、当該契約に基づく賠償 責任の限度額は、法令に定める最低責任 限度額とする。

第 38 条 当会社は<u>監査役</u>との間で、会社法第 423 条第1項の賠償責任について法令に定める 要件に該当する場合には、賠償責任を限定 する契約を締結することができる。ただ し、当該契約に基づく賠償責任の限度額 は、法令に定める最低責任限度額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日平成 28 年 1 月 28 日 (木)定款変更の効力発生日平成 28 年 1 月 28 日 (木)

以 上